

令和 5 年度 指定都市社会教育委員連絡協議会 次第

令和 5 年 7 月 6 日 (木) 14:00 ~ 17:00
WE B 会議 (Zoom)

(13:00 ~ WEB 会議 入室開始)

14:00 開会

- (1) 開催都市等挨拶
- (2) 出席者自己紹介

14:25 議事

- (1) 提案協議題について (10 議題 各 10 分程度)
 - ・協議題提案都市からの提案理由の説明
 - ・各都市からの回答
 - ・自由討議
- (2) 一般社団法人全国社会教育委員連合表彰者の推薦について

16:45 連絡事項

次年度の指定都市社会教育関係各種協議会の開催について

17:00 閉会

指定都市社会教育委員連絡協議会 出席者名簿 令和5年7月6日(木)

No.	都市名	所属・職名等	氏名
1	札幌	社会教育委員	でぐち としひさ
			出口 寿久
	教育委員会生涯学習部生涯学習推進課長		おおせ ひでき
			大瀬 秀樹
2	仙台	社会教育委員の会議 委員長	まつもと だい
			松本 大
	教育局生涯学習部生涯学習課 課長		たむら しゅういち
			田村 修一
3	さいたま	生涯学習振興課長	たついち けんたろう
			辰市 健太朗
4	千葉	生涯学習振興課 課長	うちうみ ゆたか
			内海 豊
5	川崎	生涯学習推進課長	やまぐち ひろむ
			山口 弘
6	横浜	社会教育委員会議 議長	まきの あつし
			牧野 篤
		生涯学習文化財課長	おのでら のりこ
			小野寺 紀子
7	相模原	社会教育委員会議 議長	ふるや てつや
			古矢 鉄矢
		参事(兼)生涯学習課長	まつもと たかひと
			松本 隆人
8	新潟	社会教育委員会議 議長	くもお しゅう
			雲尾 周
		社会教育委員会議 副議長	さとう ひろき
			佐藤 裕紀
9	静岡	教育総務課長	わたなべ よしと
			渡邊 能人
		生涯学習推進課長	しまだ ゆうすけ
			島田 裕介
10	浜松	社会教育委員会 委員長	ひるま るみ
			塙馬 るみ
	創造都市・文化振興課 生涯学習推進グループ 指導主事		はかまた ようた
			袴田 陽太
11	名古屋	社会教育委員協議会 会長	はらだ のぶゆき
			原田 信之
		教育委員会事務局生涯学習課長	よしだ たくお
			吉田 拓生

No.	都市名	所属・職名等	氏名
12	京都	社会教育委員会議 議長	ほんごう まさつぐ 本郷 真紹
			おの ゆうこ 小野 優子
		生涯学習推進課長	いなば ひろかず 稻葉 弘和
			ささき やすたか 佐々木 保孝
		統括首席社会教育主事	ひが なおこ 比嘉 直子
			かじはら せいじ 梶原 誠二
13	大阪	社会教育委員会議 副議長	ふかざわ やすひろ 深澤 泰宏
			たかのお みつよ 高野尾 光代
		教育委員会事務局生涯学習担当課長	ひとり あやこ 人羅 亜矢子
			そらい じゅんこ 空井 淳子
14	堺	教育委員会事務局 地域教育支援部 地域教育振興課 課長補佐	かのこ まこと 加納 雅典
			かじはら せいじ 梶原 誠二
		教育委員会事務局 地域教育支援部 地域教育振興課 副主査	ふかざわ やすひろ 深澤 泰宏
			ひとり あやこ 人羅 亜矢子
15	神戸	特定非営利活動法人KOBE子育てネット 理事長(社会教育委員)	ひとり あやこ 人羅 亜矢子
			そらい じゅんこ 空井 淳子
		神戸市立井吹の丘小学校 校長(社会教育委員)	たかのお みつよ 高野尾 光代
			かのこ まこと 加納 雅典
			かのこ まこと 加納 雅典
16	岡山	社会教育委員会議 議長	くまがい しんのすけ 熊谷 慎之輔
			うえの よしのぶ 上野 喜宣
		生涯学習課 課長	すなばし まさよし 砂橋 昌義
			たお まさゆき 田尾 雅之
17	広島	社会教育委員会議 議長	のより ともこ 野依 智子
			よこがわ ひろのぶ 横川 大信
		市民局生涯学習課長	すが つねひろ 菅 恒弘
			ふるいち かつや 古市 勝也
18	北九州	社会教育委員会議 議長	みやがわ ゆき 宮川 有希
			かとう たかし 加藤 貴司
		市民文化スポーツ局 地域・人づくり部 生涯学習課長	おおいし ゆういち 大石 雄一
			かとう たかし 加藤 貴司
			かとう たかし 加藤 貴司
19	福岡	社会教育委員会議 議長	いなば たかし 稻葉 隆
			ふるいち かつや 古市 勝也
		生涯学習課長	みやがわ ゆき 宮川 有希
			かとう たかし 加藤 貴司
20	熊本	社会教育委員	おおいし ゆういち 大石 雄一
			かとう たかし 加藤 貴司
		生涯学習課長	かとう たかし 加藤 貴司
			かとう たかし 加藤 貴司

一般社団法人 全国社会教育委員連合 常務理事・事務局長	いなば たかし 稻葉 隆
-----------------------------	-----------------

令和5年度 社会教育委員連絡協議会協議題 協議題一覧

	提案市	協議題	回答市
1	さいたま市	多文化共生社会における多様な学習ニーズに応える社会教育・生涯学習の取り組みについて。	浜松市
2	千葉市	社会教育施設の保全への取組みについて	熊本市
3	川崎市	社会教育委員会議と教育委員会の連携について	福岡市
4	相模原市	「公民館を核とした地域づくりの新たな展開」に資する事例について	川崎市
5	静岡市	コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の成果について	岡山市
6	名古屋市	若年層（小学生～大学生）に向けた生涯学習振興策について	堺市
7	京都市	市民の学習意欲の向上を図り、学習履歴や到達度を振り返ることができる制度や取組について	名古屋市
8	神戸市	コロナ禍における子供たちの社会教育の機会の減少について	横浜市
9	浜松市	子育て世代に対する学習機会の提供について	さいたま市
	岡山市	保護者に対する積極的な家庭教育支援の好事例について	千葉市

(様式2)

社会教育委員連絡協議会

協議題報告書

提案都市名

さいたま市

協議方法について 【③】 ← 下記より番号を記載してください。

<<①議題として希望 ②できれば希望 ③資料(回答書)のみ>>

(協議題)

多文化共生社会における多様な学習ニーズに応える社会教育・生涯学習の取り組みについて。

(提案理由)

日本社会の多文化・多民族化が進むなか、本市においても外国籍住民が増加している。こうしたなか、外国籍住民の学習ニーズに応えながら、地域コミュニティの一員になっていくプロセスを支える役割が社会教育・生涯学習に求められている。そこではまた、公民館等が外国籍住民の「安心の居場所」となりながら、包容的(inclusive)な地域コミュニティづくりの拠点となることが重要と考える。

については、以下の3点についてご教示いただきたい。

- ① 外国籍住民の学習ニーズをどのように把握しているか。また、そのニーズに応える学習支援・活動支援の取り組み例があれば教えていただきたい。
- ② 公民館等の社会教育施設において、外国籍住民が利用・滞在しやすくなるような取り組みがあれば教えていただきたい。
- ③ 外国籍住民と他の地域住民が相互に理解を深めたり、共に活動することを支えるような取り組みがあれば教えていただきたい。

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付をお願いいたします。

(可能な限りA4判でお願いいたします)

※ 文字は12ポイントで、左に余白(25ミリ程度)を空けるようにお願いいたします。

社会教育委員連絡協議会 回答報告書

回答都市名 浜松市

(さいたま市 提出議題)

多文化共生社会における多様な学習ニーズに応える社会教育・生涯学習の取り組みについて。

(回答) ※協働センターとは、公民館と同等の社会教育施設。

<浜松市北部協働センター「BATE-PAPO（バテ・パポ）」による日本語教室>

外国籍の方々が日本での生活習慣と日本語の習得支援を行っている「BATE-PAPO」の活動は、今年で15年目を迎える。日本語のレベルも平仮名を学ぶ人から日本語検定一級の取得を目指す人まで様々なレベルに対応している。講師はすべてボランティアであり、少人数指導から授業形式での指導まで、学ぶ人に合わせて指導をしている。北部協働センター管内だけでなく、管外での認知度も高い活動で、「BATEPAPO」の活動に参加したことのある外国人の口コミで広がり、遠方からも参加してくれる。浜松市内外の外国籍の方々にとって、この「BATEPAPO」の活動は、地域で生活していくうえで必要な日本語を学べる貴重な場である。また、この活動は多文化共生の一助となっている。

- ① BATE-PAPOの活動は、基本的に成人向けの日本語教室であり、外国籍住民の口コミで広がった。活動に参加してきた際に、それぞれのレベルに応じて学習支援を行っている。
- ② 北部協働センター管内に外国籍住民、外国にルーツのある住民が数多く在住している。外国では、子どもが出生した際に多くの家族、友人を招待してお祝いする「ベビーシャワー」という習慣があり、自宅では多くの客を招くことができないため、北部協働センターの施設を利用して実施することがある。
- ③ 学校でのPTA活動はじめ、自治会活動やイベントには多くの外国籍住民や外国にルーツのある住民と自然と交流している。また、「BATEPAPO」の活動や②のように、外国籍住民も気軽に協働センターを利用するため、普段から自然に交流する機会も多い。

一般社団法人全国社会教育委員連合 表彰規程

第1条 一般社団法人全国社会教育委員連合（以下「法人」という）は、定款第4条第5号に基づき、この規程を制定する。

第2条 この規程は、社会教育の推進に貢献し、当「法人」（社教連）の発展に功績のあった社会教育委員及び関係職員を表彰し、もって社会教育の振興に寄与することを目的とする。

第3条 表彰は会長が行う。

2 表彰には表彰状を贈呈して行う。

3 表彰には記念品をそえることができる。

第4条 表彰は次の者について、会長が決定する。

1 永年社会教育委員として在任し、その功績が顕著なる者。

2 都道府県及び政令指定都市単位に結成された社会教育委員の団体の長として永年法人の発展に寄与した者。

3 その他会長が社会教育の振興に貢献されたと認める者。

4 上記1～3に該当する表彰候補者の推薦基準は別に定める。

第5条 都道府県又は政令指定都市の社会教育委員連絡協議会又は都道府県の教育委員会は、前条による表彰候補者を法人へ推薦するものとする。

2 上記のほか当法人の会長は表彰候補者を推薦することができる。

第6条 前条の推薦には、次の事項を記載した推薦状を提出しなければならない。

候補者の氏名、生年月日、住所、職業、所属自治体、略歴、推薦の事由

第7条 表彰は原則として、毎年、全国社会教育研究大会において行うものとする。

ただし、前第4条第2項に該当する者に対する表彰はこの限りではない。

第8条 この規程の改廃は、総会において行う。

第9条 この規程の細則は、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

平成25年10月23日 一部改正

平成29年9月12日 一部改正

一般社団法人全国社会教育委員連合 表彰規程施行細則

第1条 表彰は毎年度実施する。

第2条 表彰候補者を推薦する基準は次のとおりとする。

- 1 社会教育委員としての在任期間が原則7年以上（年数は通算）の者
- 2 会長でその職を退いた者（この場合の「会長」とは、都道府県及び政令指定都市単位に結成された社会教育委員の団体の長）
- 3 関係職員として5年以上在職した者
- 4 年数の起算日は当該年度の4月1日とする。

第3条 都道府県の表彰者の人数の基準は、次のとおりとする。

- 1 推薦しようとする都道府県内の社会教育委員の人数が、1人から500人までは1人、501人から1,000人までは2人、1,001人から1,500人までは3人、1,501人から2,000人までは4人、2,001人以上は5人とする。
- 2 前項の要件のほかに同等の条件の者がいる場合には、表彰者の人数はこの限りではない。

第4条 政令指定都市の表彰者は、全政令指定都市に対し3人とする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

平成25年10月23日一部改正

令和 5 年度 全国社会教育委員連合表彰者推薦

川崎市 奥平 亨 委員

平成 26 年 5 月～在任

堺市 林 美輝 委員

平成 27 年 7 月～在任

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

指定都市社会教育関係各種協議会当番市一覧

年 度	社会教育委員連絡協議会	社会教育主管課長会議	全国社会教育研究大会	地域女性団体連絡協議会	PTA連絡協議会
平成元年	大阪	福井	広島	京都	
2	福岡	旭川	大阪	神戸	
3	横浜	高知	北九州	大阪	
4	京都	千葉	福岡	仙台	
5	神戸	佐賀	札幌	北九州	
6	札幌	岩手	川崎	広島	
7	広島	和歌山	名古屋	千葉	
8	仙台	茨城	横浜	福岡	
9	千葉	北海道	広島	札幌	
10	川崎	岐阜	京都	川崎	
11	名古屋	鳥取	北九州	名古屋	
12	北九州	栃木	大阪	横浜	
13	大阪	沖縄	福岡	京都	
14	福岡	秋田	札幌	神戸	
15	横浜	奈良	名古屋	仙台	
16	京都	群馬	川崎	大阪	
17	神戸	帯広	横浜	北九州	
18	札幌	富山	広島	広島	
19	広島	香川	京都	さいたま	
20	仙台	長野	北九州	千葉	
21	千葉	熊本	大阪	福岡	
22	さいたま	福島	名古屋	札幌	
23	静岡	京都	川崎・横浜	川崎	
24	堺	山梨	広島	名古屋	
25	新潟	三重	京都	横浜	
26	浜松	徳島	北九州	京都	
27	岡山	大分	(休会)	神戸	
28	相模原	千葉	(休会)	仙台	
29	熊本	北海道	(休会)	大阪	
30	川崎	青森	(休会)	北九州	
31(2019)	名古屋	兵庫	(休会)	新潟	
令和2年	北九州	新潟	(休会)	(延期)	
3	大阪	石川	(休会)	広島	
4	福岡	広島	(休会)	さいたま	
5	横浜	宮崎	(休会)	相模原	
6	京都	茨城県(予定)		千葉	

※ 指定都市社会教育委員連絡協議会及び社会教育主管会議 開催順

京都、神戸、札幌、広島、仙台、千葉、さいたま、静岡、堺、新潟、浜松、岡山、相模原、熊本、川崎、名古屋、北九州、大阪、福岡、横浜